

### 議事事務局告示第三号

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十四日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を削除し、第二十一号を第二十号とし、第五条中第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 議会の傍聴に関すること。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。